

水田活用の直接支払交付金に関する重要なお知らせ



1 か月以上の^{たんすい}湛水(水張り)管理を行う方へ

令和4年から令和8年の5年間の間、1度も水稲作付をしなかった水田は、令和9年以降、水田活用の直接支払交付金（水活交付金）の**交付対象外**となります。

交付対象外になったらどうなる？

水活交付金の対象外になると、令和9年以降は麦、大豆などの転作作物を作付けしても水活交付金を受けることができません。

今後も水活交付金の対象にするためにはどうすればいい？

原則として、令和8年までに水稲の作付を行うことが必要です。

（その後も5年に1度の水稲作付が必要になる）

ただし、次の2項目に該当する場合には水稲作付しなくても水張したとみなされるので、引き続き、水活交付金の対象になります。

- ① 1か月以上の湛水管理を行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

「① 1か月以上の湛水管理」について、その実施・確認方法は以下のとおりです。実施の際には、事前に町再生協議会事務局（町再生協）に連絡をお願いいたします。

湛水管理の確認について

① 事前連絡

湛水管理実施前（最低1週間前）に(1)いつからいつまで、(2)どこのほ場で湛水管理を実施するか、町再生協議会事務局へ連絡してください。

② 湛水管理実施及びその確認方法

確認方法は、湛水管理実施者（＝農業者）が撮影した写真で確認することを基本とします。そのため、湛水管理を行うほ場1筆ごとに、湛水管理開始時（水を張った後）、湛水管理終了時（水を抜く前）のほ場全体の様子を写真撮影してください。なお、撮影にあたっては、氏名・ほ場地名地番・撮影年月日を記載した紙等が写り込むように撮影してください。

③ 湛水管理日誌の作成

湛水管理を実施した水田ごとに、管理日誌の作成をお願いします。

④ 町再生協事務局への報告

写真及び日誌を町再生協事務局へ提出してください。写真台帳・日誌は町再生協事務局で配布しています。



注意事項

①水深等の基準

水稲作付と同等の湛水管理を行ってください。雨水による湛水は認められません。

②水張りをする範囲について

部分的な水張りは認められません。ほ場全体に水が行き渡るよう管理して下さい。

③ 水張りを行う時期について

水張り時期の指定はありませんが、町内において改良区での水利用が集中する時期には、十分な湛水ができない可能性があります。

Q1：代かきや畔塗りなどの作業は必ず行うのですか？

A1：一律に行う作業項目は特に設けません。こういった作業を行うか、水田の状況を見ながら判断をお願いします。また、作業を行った場合には、作業日誌への記入をお願いします。

Q2：1か月湛水を行う前後に水活交付金の対象作物を作付けした場合、その年の交付金は交付されますか。

A2：対象作物の作付けを行い、出荷伝票等を確認できれば交付されます。

「②連作障害による収量低下が発生していない」について、現時点で国から示されている確認方法は以下のとおりです。

連作障害の発生の確認方法について

① 収量低下の確認方法

令和4年から令和8年までのいずれかで湛水管理を実施した（する予定）場合



湛水管理を実施したほ場で生産された作物の令和4年から令和8年の収量を令和9年度に町再生協事務局へ報告いただきます。

収量低下等が認められる場合には、そのほ場は令和9年度以降は、交付金の対象外ほ場となります。なお、天候不良や病虫害発生による収量低下等は、連作障害発生の有無の判断材料になる可能性があるため、写真やその発生状況などの記録をしておくことが必要と思われます。

※※現時点で、これ以上の情報が国から示されておらず、具体的な収量低下の確認方法が示されていません※※

② 湛水管理を実施した（する予定）農業者の皆様へお願い

令和4年から令和8年までに湛水管理を実施した（する予定）農業者の皆様におかれましては

湛水管理を実施した（する予定）ほ場で生産する作物の収量を

必ず記録し保管していただきますようお願いいたします。

内容は今後変更になる場合があります。不明な点は下記担当までお問い合わせ下さい。

◆担当◆

紫波町農業再生協議会事務局

（紫波町役場 農政課内）（TEL019-672-2111）